

別表（第6条関係）

(1)練習会場の使用

原則として「イベントホール2」を定められた曜日（月、火、水、木）の3時間を練習会場として、下記の優遇条件で使用できる。

イベントホール2ただし、附属備品（椅子、譜面台、その他）を含む。

月2回まで5,000円（消費税等を含む）/3時間 延長1時間毎1,700円

月3回以上3,000円（消費税等を含む）/3時間 延長1時間毎1,000円

その他必要に応じ他の会場を利用する場合は協議の上、利用料金を決定する。

※一団体についての使用制限回数はありませんが、複数団体が同一の時間枠を希望される場合は機会が平等となるよう調整したうえ、抽選とする。

※京都府立けいはんなホール条例に基づき利用するものを優先する。

上記会場を使用できない場合は、1週間前までに通知し、代替会場も使用できない場合は使用を中止する。

(2)付帯設備の使用

付帯設備として、下記設備を合わせて使用できる。

大楽屋 1,000円（消費税等を含む）/3時間 延長1時間毎300円

中楽屋 1,000円（消費税等を含む）/3時間 延長1時間毎300円

(3)メインホール・イベントホールの公演会場使用

一般基準に従い、文化催事としてメインホール使用料の50%を割引する。

加えて、年2回まで基本照明、基本音響および附属備品の使用料の50%を割引する。ただし、外注手配が必要な項目（その他備品やオペレーター費用等）は割引の対象はしない。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式については、けいはんなにお問い合わせください。